

第11回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年2月25日 13:30~14:00

2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員  
6番 三木 均委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員  
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 13番 細川 裕委員  
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員  
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員  
21番 成田 俊英委員  
(以上 16名)

4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 5番 田井 克廣委員 7番 浅野 徳昭委員  
12番 佐藤 泰正委員  
(以上 4名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美  
(以上 5名)

会議録署名委員の指名 4番 福西 範委員  
6番 三木 均委員

会期決定について 平成28年2月25日(1日)

6. 議事日程 会務概要報告

報告第27号 現況証明願について(市街化区域)  
報告第28号 農業委員会のあっせん証明願について  
報告第29号 農業経営証明願について  
議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第47号 農地法第6条の規定による農業生産法人の報告について

議長  
野村会長

それではお時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第11回鉏路市農業委員会総会を開催致します。  
本日の出席者は16名です。  
議事録署名人に4番、福西範委員、6番、三木均委員を指名しますので、よろしく  
お願い致します。  
なお、会期は本日2月25日の1日と致します。

議長  
野村会長

それでは事務局より、会務概要報告と報告1件についてお願いします。

事務局  
坂井事務局長

会務概要報告から行います。  
議案書の2ページをご覧下さい。  
(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について、何か聞  
きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは次に、報告第27号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第27号「現況証明願」について  
報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようと  
する場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記で  
きないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に  
所定の事項を届出れば足りることとなっております。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページ表1番は、資料が5ページから7ページにございますが、公簿地目  
が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、■■■■m<sup>2</sup>で、  
所有者の■■■■■■■■■■所有地について、同氏の代理人の■■■■■■■■■■より現況証明願があり、  
1月20日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、  
利用状況は建築済地でしたので1月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。  
た。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第27号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に報告第28号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書8ページ目にございます、報告第28号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

議案書9ページの別表の1番ですが、[ ]より農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願の申請があったものであります。

この件は、平成27年11月30日開催の、第8回総会、議案第39号の2番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[ ]他4筆、合計 [ ]㎡の農地について、[ ]円で、[ ]へ売買による所有権移転を行ったものであり、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第28号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので次に、報告第29号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは議案書10ページ目にございます、報告第29号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がありました。

議案書11ページの別表の1番は、[ ]の[ ]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成28年1月25日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、平成28年1月26日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第29号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

次に、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より提案して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書の12ページ目でございます、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

今回、音別地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配布しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご覧下さい。

議案書の13ページ目の表の1番は、資料が議案書14ページ、15ページにございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、1件の農用地利用集積計画についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画について審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第47号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局  
坂井事務局長

議案書の16ページになります、議案第47号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」を致します。

農業生産法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該農業生産法人が農業生産法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回1件の報告がありました。

この報告に際し、第8回総会において、この報告をもちまして今年度の農業生産法人の報告は全て終了と報告しましたが、私の取り違いで本件がまだ残っております。

お詫びし、訂正いたします。

さて、1番ですが、音別地区の株式会社大坂ファームで、平成27年9月の決算期終了後の報告であります、報告は要請によりあったものです。

議案書17ページの農業生産法人要件確認書にありますとおり、農業生産法人の要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしております。

以上の1件の農業生産法人について報告の提案をいたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第47号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について審議いたしますが、1番の構成員となっている法人役員の[ ]が議事参与の制限にあたります。

[ ]は退室して下さい。

( [ ] 退室)

議長  
野村会長

1番についてご質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第47号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第47号「農地法第6条の規定による農業生産法人の報告」については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■入室)

議長  
野村会長

1番については、原案のとおり可決、決定致しました。

これで、本日の予定議案の審議は全て終了しました。

この後、事務局から連絡事項等があるようですが、その他何かありませんか。

なければ、本日の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年2月25日

議長 野村 照 明

署名委員 福西 範

署名委員 三木 均